

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3209号)

令和7年5月26日

横 情 審 答 申 第 3209 号

令 和 7 年 5 月 26 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年10月10日旭税第368号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者本人の勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理に係る資料として請求された別紙の記載内容に該当する行政文書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表記載の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年8月21日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第82条第2項に該当するため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

市民税については、給与支払者から毎年1回提出される、1年間の合計の給与支払金額や社会保険料等の支払金額を記した給与支払報告書により税額を決定しており、特定区税務課（以下「税務課」という。）では、各期における勤勉手当の支給処理に関する本件保有個人情報は保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 保有個人情報開示請求書の精査をお願いする。対象保有個人情報が存在しないということはあり得ない。
- (3) 不開示とする合理的理由の記載がない。

5 審査会の判断

- (1) 個人の市民税の賦課に係る事務について

横浜市では、地方税法（昭和25年法律第226号）及び横浜州市税条例（昭和25年8月横浜州市条例第34号）に基づき、市民税の賦課等に関する事務を実施している。

また、税務課では、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条第1項により、所掌する区に在住する市民に係る市税の賦課（給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税等に係るものを除く。）等を担当している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、令和3年度6月期及び12月期、令和4年度6月期及び12月期並びに令和5年度6月期の審査請求人の勤勉手当について、その成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理に関する起案用紙及び資料であって、税務課が保有しているものと解される。

(3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件保有個人情報を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 税務課の所掌事務は個人の市民税などの市税の賦課等であり、これと関係のない本件保有個人情報について、作成や取得をしたことはない。

(イ) 個人の市民税は、当該個人の前年1年間の所得に対して課されるものであり、その税額は、給与所得者の場合、給与支払者から提出される「給与支払報告書」に基づいて計算される。同報告書の様式には、前年1年間の給与・賞与の支払金額を記載する欄はあるが、税額の計算に不要であるため、その内訳を記載する欄はなく、勤勉手当の支給額やその成績決定に係る事項は記載されない。

(ウ) 審査請求人は、「所得税については前年中の給与賞与額などをまとめた書類を・・・市区町村に提出している」旨を主張するが、所得税は国税であって横浜市が賦課するものではないから、税務課では、当該書類の提出は受けていない。

(エ) したがって、税務課では本件保有個人情報を保有していない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

別表

保有個人情報	
請求者本人の勤勉手当の金額は・・・勤勉手当区分「C」決定に伴い計算されるものであり、以下の①～⑩について横浜市特定区税務課・・・へ請求します。	
①	令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて
②	令和3年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
③	令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て
④	令和3年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
⑤	令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て
⑥	令和4年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
⑦	令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙全て
⑧	令和4年度12月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
⑨	令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る起案用紙すべて
⑩	令和5年度6月期勤勉手当の成績決定に係る事項としての勤勉手当支給処理（所得税や社会保険料関係等を含む全て）に係る資料全て
※①～⑩の対象職員は請求者本人	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年10月10日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年11月9日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年3月24日 (第455回第二部会)	・審議
令和7年4月28日 (第456回第二部会)	・審議